

岐阜県公報

目次

告示

道路の区域変更
身体障害者福祉法に基づく医師の指定

(道路維持課) 三七一
(身体障害者更生相談所) 三七一

公示

県営土地改良事業計画の変更の決定
土地改良区役員の退任及び就任

(農地整備課) 三七四
(下呂農林事務所) 三七四

告示

岐阜県告示第三百四十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年八月十八日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年八月十八日

岐阜県知事 古田 肇

第四百二十号
令和五年八月十八日

(金曜日)

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
県道	公乗 園鞍線	高山市丹生川町久手字細 越谷五〇六番三地区内	前A	一七・七	一五・八	A及びDに係る表示面及びB及びCに係る表示面を分ける区画
			後A	二四・二 三三・五	一五・八	
同	同	高山市丹生川町久手字細 越谷五〇六番三地区先から 五〇六番二地区先まで	前B	三・八	五四・三	
			後B	三・八 五二・二	五四・三	
同	同	同	後	三・八 五二・二	五四・三	
			前	三・八	五四・三	

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

令和五年八月十八日

高山市丹生川町久手字細越谷五〇六番六地先から		
同 市同 町同 字同 五〇六番 四地先まで	高山市丹生川町久手字細越谷五〇六番一地先地内	
C	前 D	後 D
七・五 三・六 二・四	二・五 三・三 三・九	二・六 三・七 四・八
五九・七	五五・五	五五・五

岐阜県告示第三百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年八月十八日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年八月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	白ヶ山線 内ヶ谷線	郡上市八幡町相生字上京ケ野三四五二番一地先から同市同町同字下平四三一二番四地先まで	前 A	四・八 二〇・三	一五・六	A 及び B 係の表示面を関係する地区の区分をい
			後 A	四・八 二〇・三	一五・六	
			後 B	七・二 七・八	二九・三	

岐阜県告示第三百五十号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医

師として次のとおり指定したので、岐阜県身体障害者福祉法施行細則（平成五年岐阜県規則第九十号）第五条の規定により告示する。

令和五年八月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

担当科目	医師氏名	勤 務 場 所	指定年月日
脳神経外科	熊谷 守雄	社会医療法人厚利テールシヨン病院 美濃加茂市古井町下古井五九〇	令和 五 七 三
外 科	桐山 俊弥	社会医療法人厚利テールシヨン病院 美濃加茂市健康のまち一丁目一番地	同
小 児 科	篠田 優	同	同
同	若原 敦嗣	同	同
同	西脇 綾子	同	同
血液内科	小澤 幸泰	地方独立行政法人岐阜県立多治見市前畑町五丁目一六一番地	同
外 科	鈴木 寛	同	同
神経内科	三田 晃裕	同	同
脳神経外科	渡部 剛也	特定医療法人博愛会博愛会病院 不破郡垂井町二二一〇番地の四二	同
呼吸器内科	半田 直久	社会医療法人厚利生会中部国際医療センター 美濃加茂市健康のまち一丁目一番地	同
同	加藤 智也	同	同
循環器内科	奥村 諭	特定医療法人フエニックス総合クリニック 各務原市鷺沼各務原町六丁目五〇番	同
形成外科	大槻 仁志	社会医療法人蘇西厚生会松波総合病院 羽島郡笠松町田代一八	同

施行に係る地区名 檜俣北部地区	縦 覧 場 所 輪之内町役場	縦 覧 期 間 令和五・八・一八から 同五・九・一五まで	令和五年八月十八日 岐阜県知事 古 田 肇	公 示	内科 東堀 諒 本巣郡北方町若宮一丁目七	外科 岡野 高久 大垣市久徳町一五三	整形外科 宗宮 隆将 大垣市東外側町二丁目一七番地	内 科 山川 琢司 大垣市本町一八二	神経内科 東田 和博 医療法人社団福寿会石井医院 郡上市白鳥町白鳥四一五番地一	脳神経外科 梶田 泰一 独立行政法人地域医療機能推進機構可児とうのう病院 可児市土田一二二番地五	耳鼻咽喉科 横田 誠 多治見よこた耳鼻咽喉科 多治見市太平町四丁目五三一
					県営土地改良事業計画の変更の決定 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、次の地区に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、当該変更後の事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。 令和五年八月十八日						

土地改良区役員及び就任 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。 令和五年八月十八日 岐阜県知事 古 田 肇	
退任した役員 土地改良区名 年月日任 萩原町土地区改良区 令和五・四・一	就任した役員 土地改良区名 年月日任 同 同 同
退任した役員 氏名 住 所 熊崎 治之 下呂市萩原町尾崎 六六〇番地一七 熊崎 豊 下呂市萩原町野上 一二六一番地一	就任した役員 氏名 住 所 熊崎 治之 下呂市萩原町尾崎 六六〇番地一七 熊崎 豊 下呂市萩原町野上 一二六一番地一 大坪 三千男 下呂市萩原町尾崎 一四三三番地一 青木 晃一 下呂市萩原町尾崎 一〇二番地一四 青木 則夫 下呂市萩原町野上 三九二番地二 石垣 浩司 下呂市萩原町野上 五四四番地三 青木 正範 各務原市鷺沼羽場町六丁目一〇四番地 清水 幹男 下呂市萩原町尾崎 一六六一番地 青木 久義 下呂市萩原町野上 一一〇二番地

同	同	監 事	同	同	同	同	同	同	同	同	同
石垣浩司	古田雅文	清水幹男	青木久義	青木則夫	青木晃一	今井正利	伊藤孝義	今井和則	廣瀬晃二		
下呂市萩原町野上	下呂市萩原町尾崎	下呂市萩原町尾崎	下呂市萩原町野上	下呂市萩原町野上	下呂市萩原町尾崎	下呂市萩原町尾崎	下呂市萩原町尾崎	愛知県稲沢市長野二丁目四番一〇〇六号	下呂市萩原町尾崎		
五四四番地三	一三八番地	一六六一番地	一一〇二番地	三九二番地二	二〇二番地一四	二二四九番地	三八五八番地		三四八番地七		

令和五年八月十八日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三
岐阜文芸社